第七十八条第一項中「場合においては」を「場合には」に、「又は」を「若しくは」に改め、「参議院比例代表選出議員の選挙」の下に「又は参議院合同選挙区選挙」を加え、同条第二項中「場合においては」を「場合には」に改める。

第八十条第一項中「関しては」を「ついては」に改め、「中央選挙管理会」の下に「参議院合同選挙区選挙の選挙長については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の」を、「の選挙管理委員会」の下に「、参議院合同選挙区選挙の選挙分会長については合同選挙区都道府県の選挙管理委員会」を加え、同条第二項中「関しては」を「ついては」に改め、「中央選挙管理会、」の下に「参議院合同選挙区選挙の選挙長については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の」を加え、「）の」を「、参議院合同選挙区選挙の選挙分会長については合同選挙区都道府県の選挙管理委員会）の」に、「においては」を「には」に改め、「職員の中から」の下に「、参議院合同選挙区選挙の選挙長については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員又は職員の中から」を、「の選挙管理委員会の委員又は書記の中から」の下に「、参議院合同選挙区選挙の選挙分会長の置かれた合同選挙区都道府県の選挙管理委員会の委員又は書記の中から」を加え、「以外」を「及び参議院合同選挙区選挙以外」に改める。

第八十一条中「関しては」を「ついては」に改め、「中央選挙管理会、」の下に「参議院合同選挙区選挙の選挙長については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の」を、「の選挙管理委員会」の下に「、参議院合同選挙区選挙の選挙分会長については合同選挙区都道府県の選挙管理委員会」を加える。

第八十五条中「においては」を「には」に、「その」を「当該」に、「、中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。

第八十七条第一項中「においては」を「には」に、「関しては」を「ついては」に改め、「中央選挙管理会」の下に「参議院合同選挙区選挙の選挙会については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の」を、「の選挙管理委員会」の下に「、参議院合同選挙区選挙の選挙分会については合同選挙区都道府県の選挙管理委員会」を加える。

第九十二条第七項に後段として次のように加える。

この場合において、第二項中「当該選挙長」とあるのは「都道府県の選挙管理委員会」と、「前項」とあるのは「第六項」と読み替えるものとする。

第九十二条第八項中「場合において」の下に「、第二項中「当該選挙長」とあるのは「都道府県の選挙管理委員会」と、「前項」とあるのは「第六項」と」を加え、「中「法」を「中「」に、「法第八十六条の三第一項又は」を「第八十六条の三第一項又は」に、「法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第七項」を「第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第七項」に、「法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第十項」を「第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第十項」に、「法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第十一項」を「第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第十一項」に、「法第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第二項第一号」を「第八十六条の三第二項において準用する法第八十六条の二第二項第一号」に改め、「、第六項中「前項」とあるのは「第八項において準用する前項」と」を削り、同条第九項中「参議院比例代表選出議員の選挙」の下に「及び参議院合同選挙区選挙」を加え、「法」及び「をいう。」を削り、「においては」を「には」に改め、「第二項中「前項」とあるのは「第九項において準用する前項」と」を削り、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　第一項から第四項まで及び第六項の規定は、参議院合同選挙区選挙について準用する。この場合において、第一項中「市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て区の選挙管理委員会）及び数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者」とあるのは「当該参議院合同選挙区選挙の選挙区の区域内の合同選挙区都道府県の選挙管理委員会」と、同項第一号中「第八十六条第一項から第三項まで又は第八項」とあるのは「第八十六条の四第一項、第二項又は第五項」と、「第八十八条第八項（同条第九項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第八十九条第五項において準用する第八十八条第八項」と、「第八十六条第七項」とあるのは「第八十六条の四第三項」と、「）の名称」とあるのは「）の名称（第八十九条第四項の規定による略称の記載がある場合には、当該略称を含む。）」と、同項第二号ロ中「第八十六条第九項」とあるのは「第八十六条の四第九項」と、同号ニ中「第八十六条第十二項」とあるのは「第八十六条の四第十項」と、同号ヘ中「第八十六条第一項から第三項まで」とあるのは「第八十六条の四第一項又は第二項」と、「第八十八条第十一項」とあるのは「第八十九条第六項」と、第二項中「当該選挙長」とあるのは「合同選挙区都道府県の選挙管理委員会」と、「前項」とあるのは「第六項」と、第六項中「都道府県」とあるのは「合同選挙区都道府県」と、「前項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

第百九条第一項中「その」を「当該」に改め、同条第二項中「五箇所」の下に「（参議院合同選挙区選挙における選挙事務所にあつては、十箇所）」を加え、「都道府県及びその都道府県」を「選挙区又は選挙が行われる区域及び当該選挙区又は選挙が行われる区域」に改める。

第百九条の二中「、中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。

第百九条の四第一項中「、中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会、同条第二項第一号並びに第二号イ及びハ並びに第四項中「参議院比例代表選出議員の選挙」の下に「又は参議院合同選挙区選挙」を加える。

第百九条の七第一項及び第百十条の二第一項中「、中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。

第百十条の三中「の選挙」の下に「又は参議院合同選挙区選挙」を加える。

第百十条の四第一項中「、中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。

第百十条の五第一項第四号中「参議院選挙区選出議員」の下に「の選挙（参議院合同選挙区選挙を除く。）」を加え、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　公職の候補者等が参議院合同選挙区選挙に係るものであり、又は後援団体が当該公職の候補者等に係るものである場合　公職の候補者等にあつては二十四、後援団体にあつては三十六

第百十条の五第四項、第五項及び第八項中「、中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。

第百二十五条の三中「五以内」の下に「（参議院合同選挙区選挙にあつては、十以内）」を「数」とあるのは「五」の下に「（参議院合同選挙区選挙にあつては、十）」を加える。

第百二十六条の二中「衆議院小選挙区選出議員」の下に「の選挙」を加え、「においては、」を「（参議院合同選挙区選挙を除く。）については」に改め、「選挙管理委員会は、」の下に「参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会は、それぞれ、」を加える。

第百二十七条の二第一項中「及び」の下に「同表の」を加え、「当該第三欄」を「同表の第三欄」に、「当該第四欄」を「同表の第四欄」に改め、同項の表衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の項中

「一の指定都市の区域（参議院選挙区選出議員の再選挙が行われる場合に限る。）	四円